

## 令和6年 第4回農業委員会総会議事録

とき 令和6年4月18日(木)  
ところ 東大阪市役所 22階 会議室1・2

### 【議事日程】

#### 1. 農地調整・転用届出等に関する件

- 日程第1 報告第13号  
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第2 報告第14号  
引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第3 報告第15号  
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
- 日程第4 報告第16号  
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件

#### 2. 東大阪市の農業支援事業について(東大阪市都市魅力産業スポーツ部農政課)

出席委員 17名 別紙のとおり  
欠席委員 1名 別紙のとおり  
事務局 2名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

会長 開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
4月に入りましてめっきり春らしくなり、良い季節になってまいりましたが、昨日、今年に入り2度目の地震もあり心落ち着かないところであります。そんな中、本日、令和6年第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。  
さて、この度、4月1日付で事務局職員の人事異動がありましたので、ご報告を兼ねましてご紹介申し上げます。  
まず、転出者でございますが、上下水道局総括主幹として吉川卓さんが、福祉部荒本老人センター主任として土山雅人さんが転出されました。  
次に転入者でございますが、福祉部障害者支援室から事務局長として奥田陽子さんが転入されました。また、事務局主査として税務部固定資産税課から岡田知明さんが転入されました。そして前局長の三崎和茂さんは引き続き事務局に主査として残られることとなりました。それでは一言ずつご挨拶をお願いします。  
(挨拶省略)  
以上で人事異動の報告と紹介を終わらせていただきます。  
それでは、これより総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。  
なにとぞ、議事が円滑に参りますよう、最後までご協力をお願いします。  
失礼ではございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は17名ですので、総会は成立しております。  
本日の議事録署名委員でございますが、私から指名してよろしいですか。  
(異議なしの声)

異議なしと認め13番 柴村義信委員と18番山口裕之委員の両委員を指名いたします。  
それでは、審議に入ります。

議事日程第1「農地調整・転用届出等に関する件」を議題とします。

日程第1報告第13号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題と  
します。事務局より朗読願います。

〇〇委員 私の親族に関する案件ですので、本件の審議にあたって、一旦退席させていただきます。  
議長 わかりました。〇〇委員には一旦退席願います。

事務局 議長。日程第1報告第13号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件  
番号1被相続人、住所氏名 〇〇、〇〇、相続開始年月日平成20年5月27日、相続人住  
所氏名 〇〇、〇〇、特例適用農地でございますが所在は〇〇、地目は田、面積が〇〇平  
方メートル、備考といたしまして租税特別措置法第70条の6第1項の適用農地ござい  
ます。令和6年2月26日証明、他7件でございます。

議長 はい。1番から8番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議ないものと認め、日程第1報告第13号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決  
事項報告の件は了承することに決めます。

次に、日程第2、報告第14号引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事  
項報告の件を議題とします。事務局より朗読願います。

事務局 はい、議長。日程第2、報告第14号引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明  
専決事項報告の件、番号1被相続人住所氏名 〇〇、〇〇、相続開始年月日、平成11年5  
月16日、相続人住所氏名 〇〇、〇〇 特例適用農地でございますが、所在が〇〇、地目  
は田、面積〇〇平方メートル、備考といたしまして租税特別措置法第70条の6同法第70  
条の6の4第1項認定都市農地貸付の農地でございます。令和6年3月4日証明、以上  
です。

議長 1番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議ないものと認め、日程第2、報告第14号引き続き認定都市農地貸付等を行っている  
旨の証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

日程第3、報告第15号生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。  
事務局より朗読願います。

事務局 はい、議長。日程第3報告第15号生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件、番号1  
番、買い取り申し出をする者 〇〇、〇〇、買い取り申し出事由の生じた者 〇〇、 〇〇、  
買い取り申し出事由が生じた日および申し出事由 令和5年3月28日死亡、物件の表示  
所在が〇〇、地目が田、面積が〇〇平方メートルでございます。

備考といたしまして土地の謄本、戸籍の謄本、付近見取り図が添付されております。  
令和6年2月27日証明。他1件でございます。

議長 はい。1番と2番の専決事項について異議ありませんか。

西田委員 議長。

議長 はい、西田委員。

西田委員 はい。私は以前に故障ということで、故障になられた方が例えば買い取り申し出をする場合、代わった人があとどう…審議会のときに、会長がちょっと報告してくださいということをお願いした経緯があると思いますがどうなっていますか。

議長 その件は（事務局へ）

事務局 都市計画審議会のご審議内容ということでしょうか。

西田委員 そう、そうです。会長にね、お願いした。こういう生産緑地の買い取り申し出、故障になりましたと。故障になったときに、後の引き継ぎがそのままできるのか。都市計画審議会が年1回必ず開催されると思います。そのときに提案してもらえませんかとか、確か議長にお願いした経緯があると思いますが。もうかなり年数、月数が経ったと思います。

議長 ありましたね。

西田委員 議長記憶ありますよね。年に1回しかありませんのでね、会長は委員さんやだと思しますので、その時に提案してくださいとお願いしたような、もう1年以上経っていると思います。

議長 もう出来ているかと。

西田委員 きちんと提案しないと。議案でなかったらなかなかね、生産緑地の買取りとかそういう関連のときに手を挙げて言ってもらわないと。その案件だったらと思いますが。

議長 そうですね。言われる通り、今まで全部上げておられるでしょうね、みなさん。どういうふうにしたいと。

西田委員 いやいや、聞いてほしいと言っています。例えばね、故障でそのまま終わってしまったら後継者がね、引き続きそのまま生産緑地の従事者になれるのか。その辺を…

議長 それは、きちんと証明を出したら。

西田委員 証明出したらその場で終わってしまうようなこと。またあとあと残りの、新たに息子さんなり、後継者が、できるのか、その辺を聞いていただけませんかという…

議長 いやそれはもう聞かなくても、きちんと、あげれば。

事務局 今回の東大阪市の農業委員会の方での運用といたしますか、お答えさせていただきます。生産緑地の買い取り申し出があった場合、故障ということでしたら、基本的には全部買い取りであることを説明しています。診断書に耕作不可、もう営農できませんということが書かれている人がほとんどですので、そういったお身体の状態でしたら、一部残ったところは誰が耕作されるのですかという問題が出てきます。現在の東大阪市の農業委員会の取り扱いとしましては、都市計画の方と調整させていただいた経過がございますが、2親等以内の親族が引き続き残ったところの生産緑地を耕作されるということであれば、そういった念書をとらせていただくということで、もちろん実印もついていただくような書類にはなりますが、買い取り申し出の手続きの際に農業委員会に出していただき、そこで主たる従事者が移りましたという書類を取らせていただいた上で、一部買い取りというような状況に対応させていただいているという経過がございます。以上です。

西田委員 これはね、都市計画室が判断するものだと思います。農業委員会ではなくてね。だから、都市計画室の生産緑地の、必ず都市計画室が出ますのでね、こういうケースの場合ほど

うですかということは、農業委員会でこういう提案があるということで、やっていただかないと。本来ならこれ、生産緑地は税の公平性から言って、本来宅地並み課税で払わないといけない。それを生産緑地であるために、非課税になっている。その辺今後の東大阪の農業行政の中でも、大きなものになってくると思います。だからその辺も含めて、私はそういうところどうですかとお願いした経過がある。

議長 皆さんね、多分今までこうしてこうやって、やってこられたからもうわかっておられると思います。それぞれの家庭の事情であってね、いろいろと。これ遺産分割協議書も書きます。そのとききちんと載せます。わかりますよね。

西田委員 遺産分割協議書は少し話が違う…

議長 それによって載せたらわかりますわね。

西田委員 ただ、そういうところに引き継ぎできるのか。

議長 引き続きそれはできるよね、きちんと法律で決まっている。

事務局 議題に挙げていただきましたのは生産緑地の主たる従事者というところだと思います。これに関して各自治体によって運用の違いがあると聞いています。東大阪市の農業委員会と都市計画室の方で事務局レベルでの話し合いは何回かしております。その中で、先ほど申し上げたような二親等以内の親族で耕作をするという確約を取らしていただいた上で、一部買い取りに応じているという経緯がございますので、そのプロセスの中で全く都市計画室が関係していないということではありません。実際に農業をしているという証明を出す、主たる従事者証明を出すのが、農業委員会ということになりますので、そこに関しては一定農業委員会の方で運用させてもらっているということでございます。以上です。

議長 よろしいですか。

西田委員 はい。

議長 次にまいります。

日程第4報告第16号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件を議題とします事務局より朗読願います。

事務局 議長。日程第4報告第16号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件番号1、届け出人〇〇、〇〇さん、物件の表示所在〇〇、地目、田、面積〇〇平方メートル転用目的は工場・倉庫、用途地域は準工業地域、他11件でございます。

議長 1番から12番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議ないものとし、日程第4報告第16号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件は、了承することに決めます。

続きましてですね、議事日程の第2東大阪市農業支援事業について、都市魅力産業スポーツ部農政課より説明の方があります。

西尾課長 はい、今ご紹介いただきました、都市魅力産業スポーツ部農政課の西尾と申します。本日は貴重な会議の時間を頂戴しまして、誠にありがとうございます。

手元にお配りいただいている資料東大阪市の農業支援事業と書かれたチラシをご覧くださいませでしょうか。こちらに沿って説明させていただきます。こちらですね、東大阪市では市内の農業者様の、農業者の皆さんが行う取り組みに対しまして、下に記載のような支援事業を用意させていただいております。本日はその周知ですね、これまで

この同様のメニューがありましたけれども、改めましてこの場をお借りして説明させていただき、なおかつまた地域の農業者の皆様へこういった制度の紹介をしていただければと思います。

順番に説明させていただきます。まず、原則ですけれども補助対象は東大阪市在住で、なおかつ東大阪市内の農地、生産緑地または市街化調整区域の農地であるというところをあらかじめご了承ください。

下の表に移りまして、用排水施設の整備、こちら一般的な事例で言いますと、農業用の水利組合さんの水路の修繕あるいは個人で所有されている井戸の修繕、ないしは新設等、その他いろいろ事例はあるかと思いますが、主にそういったものの修繕に対して事業費50%、最大300万円までを補助させていただくという制度になります。その他いろいろ事例があるかと思いますが、こういう事例というものがございましたら農政課の方まで一度お問い合わせいただければ、その適用の可否につきまして、また判断させていただきます。その下ですね、農道整備、これも同様ですけれども、基本的にはあぜ道、農地と農地のあいだにあるいわゆるあぜ道ですね、そんなところを想定しております。書いております通り対象農地は3アール以上あるものであることが必須で、先ほど同様に事業費の50%以内の補助をさせていただくと、上限は200万。その下3番ですが農地整備、こちら一般的に土地を整備する。土砂を撤去するなどそういうものに適用させていただいている。条件いろいろありますけれども、基本的には10アール1000平米以上を設けさせていただいている。その他につきまして、またご覧ください。また詳細につきましては、別途相談につきましては農政課で受け賜っております。

裏面をご覧ください、さらに農業近代化施設設置のところ、いわゆる農小屋等ですね、貯蔵施設を含めて、そういうものを新設ないしは、改築のような形で新設と伴って、既存施設を同時に改修する場合こちらにつきましても補助の対象となります。補助率につきましては記載の通りでございます。7番につきましても育成管理施設ということで定義を挙げさせていただいておりますがその詳細につきましてはまた別途その都度協議して、相談がありましたら、農政課の方で詳細説明させていただきます。

3番目エコ農産物支援でございますが、こちらはいわゆる大阪府が推奨しております大阪エコ農産物こちらの栽培に当たっての補助でございます。記載させていただいている通り、大阪エコ農産物生産に当たって、そういう資材購入であるとか、そのようなものにつきまして補助をさせていただいております。続きまして4番市民農園等の設置、こちらにつきましても市民農園を設置される場合、記載のような補助をさせていただいております。また併せて市民農園を設置する際にはいろいろ法律上の諸手続きがございますので、そちらにつきましてもあわせて農政課へご相談いただければご説明させていただきます。5番有害鳥獣防除対策こちら主にイノシシであるとかアライグマ、有害鳥獣の対策でございますが、こちらにも新設および増設、改修される場合参考に最大5万円の補助をさせていただく。例えばイノシシ対策用の柵、あるいは電気などが想定されますが、どういものが該当するのか、こういうものはどうかという疑問であるとか、導入を検討されている際には、農政課の方まで一度ご相談ください。6番目ですが、盗難防止用のフェンスや、例えばカメラを設置するとかそういったものも補助対象になるケースがありますので、詳細はまたお問い合わせください。

最後は無煙焼却器、及び無煙炭化器、こちらですけれども、まあ農家さんとかは 畑で

出た、いわゆる、副産物についてあの焼却処分を畑でされるとと思いますが、そういった際に結構割と地元の住民の方から火が出ているというふうな消防に通報があるということが割と農政課で聞くことがあります、そういう煙の出ないような焼却器ですね、こちらも最近技術の進歩に伴って販売されているようです。こういったものを導入される際には、農政課の方で補助させてもらおうとそういったものであります。一応支援事業につきまして一定説明は以上です。何かご質問等ございませんでしょうか。

宮崎委員 その他の盗難防止、防犯による農産物盗難防止のカメラでもいいとおっしゃられたが、レンタルではだめなのか、購入しないといけないのでしょうか。

農政課 そうですね。そういうことです。

カメラでの場合は農政課でガイドライン作っておりまして、その運用規程に沿ったような形で設置していただく。個人、プライバシーへの配慮とかそのあたりの細かい規定を作っておりますので、そういう形でお見込み通りご購入していただく際の費用を支援とさせていただきます。

草開委員 6番は、無煙缶、ドラム缶みたいなものでしょうか。

農政課 ドラム缶というよりはどう言いますか、見た目はドラム缶に近いかもしれないですね、市販されている煙の出ない焼却器というものがございますのでそのようなものの購入に当たっては補助ができる。

草開委員 こないだ農協から聞きましたが、小さいのと大きいのがあると。小さいのは役に立たない、大きなやつはかなり重いのではと。現場まで持っていくことはちょっと難しいといわれています。これは農協かどこかで持って行って、配達をしていただけるのでしょうか。

農政課 そうですね購入については、JAで購入される際はJAに相談いただければと思います。一般でも販売されているみたいですので、そういうものをあらかじめ購入する前に農政課の方に、これは該当しないものですよとかいうケースも後からあっても困ると思います。あらかじめそういうのを新たに購入される際には一度農政課へ相談していただければと思います。記載させていただいておりますが、最大でも2万円の補助になっていきますので大きなサイズのものとかいろいろね、高価なものとかあるとは思いますが。ごめんなさい、最大でも最大5万円の補助ですね。一件最低2万円以上のものを買って、40%の5万円を補助させていただくというふうな形になっております。導入を検討される際には一度農政課へ相談していただければと思います。他にございませんでしょうか？それでは質問がないようですので農業支援事業につきましては、説明は以上とさせていただきます。

それでは、続きまして、このお時間をお借りして、地域計画の策定について、前回3月の総会で、農業委員会事務局の方から説明させていただいたと思いますが、公務の関係で農政課は出席できませんでしたので、改めて概要をこの場を借りて説明できればと思います。地域計画の策定についてという資料をご覧くださいませでしょうか？こちら前回でも簡単にご説明させていただいたと思いますが、改めて今回、この地域計画の策定が法律、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、法定の中で、今年度中、来年の3月末までに制定する必要が出てきております。その計画を策定する地域につきましてですけれども、市街化区域以外の地域となっております、本市で言いますと市街化調整区域いわゆる山手の方ですね、東大阪市でいいますと市街化調整区域の中でも、農

地が一定集積されているような場所を想定しております。今、検討しているところが池島町と横小路町と東豊浦町、いわゆる暗峠の街道沿いの棚田の3ヶ所想定しています。こちらにつきましてその計画を作るために現在いろいろ調整させていただいているところですが、実際に池島、横小路の農業委員の方々にもご説明させていただきまして、いろいろ一緒に計画を作るために動いているところでございます。そもそも地域計画とは何かといいますと、まず地域の農業ですね、現状全国的ですが農業者さんの高齢化、担い手不足という大きな課題に直面しているところかと思えます。国もこういった状況を鑑み、どの農地を誰がどう引き継いでいくのか、どのように農地を後世に残していくのか。そういう計画を各地域に実情に応じた形で作っていきなさいとそういうふうな趣旨のものでございます。ですので、地域ごとにいろいろな課題があると思えますので、まずは地域ごとにお話し合いの場を設けさせていただいて、我々農政課と農業委員会事務局、農業委員のご担当の方と大阪府、そして地域のJA、大阪府の農業会議等ですね、関係者一丸となって計画策定に向けて動いていきたいと思っています。ちょっといろいろ説明させていただきましたが具体的なスケジュールにつきまして、裏面ご覧いただけますか。裏面のスケジュール（予定）って書いてありますが、今年度令和6年の今4月になっておりますが、地域計画の説明を4月までにするというところで前回の農業委員会総会と今回、特に直接その地域の話し合いに出席していただく農業委員様には直接我々も訪問させていただき、ご説明させていただきました。5月から6月にかけて先ほど申し上げました池島、横小路地区での参加者を絞っての座談会、まずこれを始めようと思っています。参加者を絞ってといいますが、全農家さんが一度に会されると、かなりなかなか意見がまとまりにくいかと思えますので、まずは絞って、会議をさせていただきたいというところで、座談会、池島、横小路地区、7月には会議で出た課題とその解決策を地域計画の素案というふうな形で作成させていただきます。その後、素案を持って今度は参加者を広く募って、全農家に周知した上で、できれば全員来てほしいと思えますが、関係のある方は全員集っていただいて、7月から9月に協議の場という表現しておりますが、全員での話し合いをさせていただきたいと思えます。これは池島や横小路地区についてですが、東豊浦地区につきましては峠や棚田、農家の数も正直申し上げまして、池島、豊浦ほど多くございませんので、座談会で少数に絞ってというのは飛ばして、直接全農家さんが集まってもらって協議会をしたいという意味で東豊浦だけ7月からというふうな形で考えております。その話し合いしていただいた結果を取りまとめ公表、その地域計画の最終案を作って、最後にその案についての意見をお伺いした上で、最終策定する。策定には法令上、公告、縦覧、どなたでもご覧いただける形が必要でございまして手続きを行って、最終的に3月末までに策定できればというスケジュールで考えているところでございます。基本的には農政課が地域計画を作るに当たって主体的に動くのですが、農業委員会さんにおかれましては、現況地図、目標地図というものの策定作業をお願いする形になっていまして、農業委員の皆様にも今後いろんなシーンで関わっていただくことがあるかと思えます。なおかつ地域の農業者の皆さんへのこういった制度がありますよ、始まっていますよ、というところの周知についてご協力いただければと思いますので今後ともよろしく願いいたします。簡単ではございますが説明は以上とさせていただきます。

議長

何かこれに対して質問ございませんか。

西田委員 議長  
議長 西田委員  
西田委員 今、これを東地区の池島、横小路地区、東豊浦地区ということで計画……。その結果は農業委員会に諮って全体の報告をされるのでしょうか。  
農政課 そうですね、手続き上は農業委員会の議決事項というわけではございません。ですが一定そのまとまった段階で、もちろん広く公告しますのでそのタイミングに合わせてこういう形でまとまりましたと、報告する時間をいただけるのであれば、させていただければなと思っております。  
西田委員 ぜひともやっぱり、ね。池島や横小路、東豊浦の農業委員さんだけではなくて、農業委員全員がやっぱり知っておかないと。こういう場でやってもらえばいいかなと思います。  
農政課 はい。  
議長 他にございませんか。  
(農政課退室)  
議長 本日の定例総会を終了します。

閉会 午後3時10分

以上の事実に相違ない事を証するため、署名捺印する。

会長

大西 博

委員

柴村 義信

委員

山口 裕之



# 令和6年 第4回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	○
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	◎
5	田中 強志	×	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	◎

- 出席  
× 欠席  
◎ 議事録署名委員  
△ 途中参加

---

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥田 陽子

事務局次長 横関 真人